

福祉医療制度のお知らせ

福祉医療制度は、心身障害児（者）やひとり親家庭の児童とその親に対し、医療費の一部を助成する制度です（所得制限があります）。

現在未受給で受給を希望する人は申請が必要です。すでに受給している人は、原則手続きは不要ですが、氏名・居住地・加入している健康保険などに変更があったときは届け出が必要です。また、平成29年1月1日現在亀岡市に住所がある人で、平成29年度市・府民税（平成28年中の所得に係るもの）の申告をされていない人が継続して受給するためには、本人と同居の扶養義務者ともに申告手続きが必要です。

《障害者医療制度》

対象 身体障害者手帳（1級・2級）または、療育手帳のAを所持している65歳未満の人
※65～74歳の方は後期高齢者医療制度と選択できます。

持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、健康保険証
申請先 市役所1階障害福祉課 障害者医療係（15番窓口）
TEL25-5031、FAX25-5511

《ひとり親家庭医療制度》

対象 ひとり親家庭の児童（満18歳の誕生日以降最初の3月31日まで該当）とその親
※父親または母親が重度の障害がある場合や、両親がいない児童の祖父母が扶養する場合などは、特例により対象になる場合があります。
持ち物 戸籍謄本、印鑑、健康保険証、別居する児童を監護している場合は児童が属する世帯全員の住民票
その他 本人と同居の扶養義務者（住民票世帯を分離していても、同居所に居住する父母・祖父母などを含む）の所得などを審査の上、受給の可否について決定します。

申請先 市役所1階こども未来課こども給付係（17番窓口）
（7月18日（火）から保健センターに移転します）
TEL25-5027、FAX24-3070
（障害福祉課・こども未来課）

夏の交通事故防止府民運動

期間 7月21日（金）～8月20日（日）
運動スローガン 「ひまわりに 無事故を願う 京の夏」
運動重点
○子どもと高齢者の交通事故防止
○自転車の安全な利用の促進
○歩行中・運転中のスマホなど使用の根絶
○飲酒運転の根絶
問 亀岡市交通安全対策協議会
TEL25-6788、FAX24-5501
（自治防災課）

平成30年度採用予定 亀岡市職員採用試験

今年度もかめおか・未来・チャレンジ方式の試験を実施します。

今年度の「かめおか・未来・チャレンジ方式」では、例年一次試験で実施している教養試験にかえて集団討論試験を実施します。人物重視の試験を行い、これまで培ってきた多彩な経験を市政に活かすことができる個性ある人物を募集します。この方式の試験実施対象は、事務I、土木Iです。どちらも、かめおか・未来・チャレンジ方式と教養試験を行う従来の方式から試験方法を選択することができます。詳細は実施要項をご覧ください。

試験区分 行政（事務I・Ⅲ、土木I・Ⅲ）、保育士
要項配付期間 7月1日（土）～19日（水）【土・日曜日、祝日を除く】
午前8時30分～午後5時15分
市役所1階総合案内所または、6階人事課
配付場所 7月1日（土）～20日（木）
※7月20日（木）＜当日消印有効＞まで
一次試験日・会場 9月10日（日）午前8時50分から・亀岡市役所（かめおか・未来・チャレンジ方式）を選択された人のみ
9月17日（日）午前10時から・ガレリアかめおか（かめおか・未来・チャレンジ方式以外）を選択された人のみ

受験手続き（郵送のみ）

申込書などに必要事項を記入の上、封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、返信用の長形3号封筒（82円切手を貼って宛先を明記したもの）を同封の上、簡易書留で人事課へ送付してください。
問 市役所6階人事課
TEL25-5016、FAX24-5501

《受験資格・採用予定人数》

職種	試験区分	採用予定人数	年齢要件など	その他の要件
行政 （かめおか・未来・チャレンジ方式）	事務I（上級）	3人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人または卒業する見込みの人	地方公務員法第16条に規定する欠格条項該当者は、受験できません。
	土木I（上級）	土木I、土木Ⅲで計3人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を含む）において土木工学に関する課程を修めた人または修める見込みの人	
行政 （一般方式）	事務I（上級）	10人程度	平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人	
	事務Ⅲ（初級）		平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人	
	土木I（上級）	土木I、土木Ⅲで計3人程度	平成3年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を含む）において土木工学に関する課程を修めた人または修める見込みの人	
	土木Ⅲ（初級）		平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校等において土木系の課程を修めた人または修める見込みの人	
保育士		若干名	平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（取得見込を含む）、または昭和57年4月2日以降に生まれた人で保育士資格及び幼稚園教諭資格を有し、保育士または幼稚園教諭の職務経験が2年以上の人	

（人事課）

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です